

びんけん  
人権のつどい 2024 in ちがさき

身近にある人権について  
落語を聴きながら  
笑顔で考えてみませんか？  
おこさんの参加も大歓迎

お笑い

笑いの中の笑いと喜び

# 人権落語



オリジナルトートバッグ  
プレゼント  
**入場無料**

2024年  
**12月15日(日)**  
14:00~15:30  
(13:15開場)

茅ヶ崎市役所  
本庁舎4階会議室  
(特設会場)

講師 **桂七福**

◇お申込み・お問合せ◇

11月1日(金)~お申込み開始  
茅ヶ崎市役所市民相談課  
0467-81-7129 (8:30~17:00)  
電話またはホームページ  
(右の二次元コード)からお申込みください



\*お申込み多数の場合は先着250名様とさせていただきます  
\*託児、手話通訳ご希望の場合は11/20(水)まで (先着順)

後日茅ヶ崎市公式チャンネルにて期間限定動画配信予定

主催 横須賀・湘南人権啓発活動地域ネットワーク協議会/茅ヶ崎市  
〔 横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町  
横須賀人権擁護委員協議会・湘南人権擁護委員協議会  
横浜地方法務局横須賀支局・横浜地方法務局湘南支局 〕

# 人権落語のはじめに…

人権や教育の問題を取り上げた落語?…と思われる方がいらっしゃると思いますが、私自身の基本姿勢は「堅苦しい講演よりも、同じ時間を過ごしていただけるなら笑顔を保ちながら、時にはしんみりしながら、そして、大切な何かをそれぞれに感じ取って気付いてほしいな…」というものです。

私自身が幼少期に受けた、複雑な家庭環境による「偏見」や「大人からのいやがらせ」「いじめ」そして、「無気力な小学生時代」…記憶の中には「嫌なもの」として刻まれています。でも、その経験があったからこそ分かったこともたくさんあります。心の恩師との出会い、落語との縁、おばあちゃんの笑顔、私を助けてくれた落語、自分らしさを教えてくれた師匠…分かったからこそ、「大丈夫だよ」とメッセージを送り続けることができるのです。

落語を聴きながら楽しい雰囲気の中で、何かを感じてもらえるように心がけてお話を進めてまいります。笑顔をもたらす大きな効果で、自分も周囲の人も幸せな気持ちになれますように。

かつら しちふく  
桂 七福

## <講師プロフィール>

四代目 桂福団治一門上方落語

1965年 徳島県三好郡三加茂町に生まれる

1990年 上方落語 桂福団治に入門

2001年~2002年 徳島県人権・同和問題啓発広報番組のメインパーソナリティーとして採用される

2010年 学校・教育現場で「命」を考える「つながる講演会」活動が朝日新聞にて紹介される

2011年 ニューヨークの日本人学校3校にて教育・人権・命・希望をテーマに講演

現在 徳島発信の異色の落語家として、徳島から全国への講演会における講師活動、落語口演活動を展開中

## “人権”って?

- 誰もが生まれながらに持つ権利
  - 人が人らしく生きる権利
  - 全ての人が幸せになれる権利
- それが人権です。

人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものだと私たちは考えています。



人権イメージキャラクター  
人KENまるも君



AKENあゆみちゃん

## ●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの  
人権110番 ☎ 0570-003-110

- 受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の  
人権  
ホットライン ☎ 0570-070-810

- 女性の人権についての専用相談電話です。  
セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分(全国共通)
  - 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの  
人権110番 ☎ 0120-007-110

- 子どもの人権についての専用相談電話です。  
いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分(全国共通・通話料無料)



LINEでも相談を受け付けています

LINEじんけん相談

@sns.jinkensoudan

こちらから  
友だち追加してください



インターネットでも相談を受け付けています

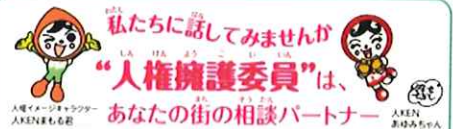
SOS-eメール

インターネット人権相談

検索

<https://www.jinken.go.jp/>

\*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



私たちに話してみませんか  
“人権擁護委員”は、  
あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です

## 1 どんな人?

現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じえています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に対応するため、市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

## 2 どんな制度?

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史は古く、他国では類を見ない制度です。

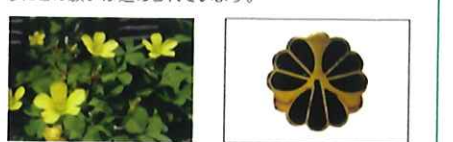
人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々为国と一体となって、皆さんの人権を守る制度なのです。

## 3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき草(バッジ)を着けています。

き草(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ

き草